

4 選挙事務執行体制

(1) 事務分担

委員長 中村 碩男

委員長代理 須山 修次

委員 中井 勲

委員 岩坂 紀子

係	事務内容	主査	副査
総括	○選挙事務の総括に関すること	大場事務局長	城平事務局次長
	○選挙事務の連絡調整に関すること	城平事務局次長	上川選挙係長
	○報道機関等への情報提供に関すること	上川選挙係長	城平事務局次長
管理係	○諸規程の整備に関すること	岸本主事	溝内主事
	○選挙管理委員会の議案に関すること		
	○選挙管理委員会、選挙長及び選挙分会長の告示に関すること		
	○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること	溝内主事	岸本主事
	○取締機関及び報道機関との連絡に関すること		
	○選挙事務の一般管理に関すること		
	○他の係に属さない事項に関すること	上川選挙係長	岸本主事
速報係	○投・開票速報の総括に関すること	山本室長補佐	木本副主幹
	○速報事務に関する報道機関への情報提供に関すること	木本副主幹	新高主事
	○投・開票速報に関すること	新高主事	田原主事
	○投・開票速報に用いる物資の作成に関すること	田原主事	木本副主幹
	○市町村選管との連絡調整に関すること	木本副主幹	新高主事
市町村 公営係	○市町村公営の総括に関すること	西村係長	山本主事・佐々木主事
	○投票用紙の作製に関すること	佐々木主事	山本主事
	○氏名等掲示に関すること	山本主事	佐々木主事
	○物資輸送に関する報道機関への情報提供に関すること	西村係長	山本主事
	○物資の輸送（梱包及び搬送）に関すること	西村係長	佐々木主事
啓発係	○臨時啓発の総括に関すること	亀井室長	山本室長補佐
	○臨時啓発に関する報道機関への情報提供に関すること	山本室長補佐	木本副主幹
	○明るい選挙推進月間に関すること（推進大会を含む）	新高主事	木本副主幹
	○啓発パレードの実施に関すること	桑本主任	田貝副主幹・川口（直）主事
	○点字氏名票・点字お知らせ版に関すること	田貝副主幹	川口（直）主事
	○選挙公報に関すること	田貝副主幹	桑本主任
	○市町村の啓発事業に関すること	田貝副主幹	木本副主幹
候補者 公営係	○候補者公営の総括に関すること	米田室長	松本副主幹
	○候補者公営に関する報道機関への情報提供に関すること	松本副主幹	川西副主幹
	○立候補届け出諸用紙の作製に関すること	川西副主幹	丸山主事
	○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること	松本副主幹	川西副主幹
	○候補者作成物資等の公営に関する諸用紙の作製に関すること	川西副主幹	丸山主事
	○不在者投票事務諸用紙の作製に関すること	丸山主事	松本副主幹
	○不在者投票特別経費交付金に関すること	丸山主事	松本副主幹
庶務 経理係	○選挙の執行経費に関すること	川口（豊）主事	西尾主事
	○執行経費の交付に関すること	小林係長	吉川主任
	○各公営費及び交付金の支払い、供託金返還に関すること	杉本主任	小椋主任
	○会計課経由の物資作製に関すること	川口（豊）主事	西尾主事
	○政見放送に関すること	吉川主任	小林係長
	○他に属さない市町村公営に関すること （投・開票事務諸用紙の作成を含む）	茂木主事	三島主事

(2) 参議院議員通常選挙投開票状況の公表要領

ア 参議院議員通常選挙投・開票速報実施要領

平成13年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票速報及び開票速報は、次により実施するものとする。

1 通常時の速報報告（オンライン）

(1) 各市町村からの投票速報及び開票速報は、原則としてオンラインにより行うこと。

送信先	市町村（開票区）名
代行端末1	鳥取市、米子市、八東町、若桜町、東郷町、三朝町、日吉津村、淀江町
代行端末2	倉吉市、境港市、国府町、岩美町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、大山町、名和町、中山町、日南町
代行端末3	福部村、郡家町、船岡町、河原町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日野町、江府町、溝口町

(2) オンラインの操作方法については、「投開票オンラインシステム操作説明書（市区町村選管）」により行うこと。

◎ 投票速報

(1) 投票速報は、投票当日、各投票所からの報告の集計が終わり次第、速報責任者が県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）オンラインにより報告すること。

(2) 投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行うこと。

(3) 選挙区のファイルの作成を完了したときは、入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。

選挙区選挙の投票速報の確認は、「選挙区選挙投票速報」と呼称した後、その内容を反復して確認すること。

(4) 入力内容に間違いがないことを確認した場合には、送信する前に県委員会に電話により「選挙区投票結果」のうち「投票者数・計」を報告すること。なお、報告数には、不在者投票を含めた数字を報告すること。

(5) 電話報告用の電話は、次のとおりとする。

ただし、指定電話が通話中のときは、同じ班のもう一台の電話を使用することとし、その電話も通話中の場合には、適宜、他の班のあいている電話で報告すること

電話番号	市町村（開票区）名
1 0857-26-7056	鳥取市、八東町、東郷町、日吉津村
班 0857-26-7089	米子市、若桜町、三朝町、淀江町
2 0857-26-7057	倉吉市、国府町、用瀬町、智頭町、関金町、大栄町、大山町、中山町
班 0857-26-7059	境港市、岩美町、佐治村、気高町、北条町、東伯町、名和町、日南町
3 0857-26-8605	福部村、船岡町、鹿野町、羽合町、赤碕町、会見町、日野町、溝口町
班 0857-26-7591	郡家町、河原町、青谷町、泊村、西伯町、岸本町、江府町

(6) 県委員会へ報告するメール名は、「選挙区投票結果・〇〇（市町村名）」とすること。

(7) 21時40分までに選挙区投票結果の報告のない市町村に対しては、事務局長の指示により、督促する場合があること。

(8) 比例代表選挙についても上記と同様であること。

ただし、送信前に行う電話報告においては、「比例代表投票結果」のうち「合計（国内＋在外）の投票者数・計」を報告すること。

メール名は、「比例代表投票結果・〇〇（市町村名）」とすること。

◎ 開票速報

(1) 開票速報は、選挙区選挙及び比例代表選挙につき、各市町村の投票の点検及び集計が終わり次第、直ちに速報責任者がオンラインで県委員会に報告すること。

ただし、4市の選挙区選挙の中間報については、21時40分から30分おき（市からの送信は、報告時刻の10分前とする。）に報告すること。

なお、町村の選挙区選挙中間報については、原則として行わないものであるが、開票終了予定時刻が22時20分以降、比例代表選挙の開票終了予定時刻が23時30分以降につい

- ては適宜、必要に応じ県委員会が中間速報を求めることがあること。
- (2) 選挙区開票結果のファイルの作成が完了したときは、必ず入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
 - (3) 開票結果のファイルの作成が完了したときは、送信する前に県委員会に電話により「開票結果投票総数」のうち「投票者総数」を報告し、了解を得た上で送信すること。
なお、市部の中間速報の電話報告の際には、「投票者総数」と併せて「有効投票数」を報告すること。
 - (4) 県委員会へ報告するメール名は、次のとおりとすること。
選挙区開票速報 「選挙区開票結果・〇〇(市町村名)」
選挙区市部中間報 「選挙区開票状況*・〇〇市」(*番号は、報告回数)
比例代表開票速報 「比例代表開票結果・〇〇(市町村名)」
 - (5) 開票結果の公表は、県の委員会で行うこととし、市町村の委員会での公表は、県の委員会へ速報した後、必要がある場合には、あらかじめ市町村の委員会が定める方法により公表しても差し支えないこと。

◎ 訂正報

報告したデータに間違いを発見した場合は、次によること。

- (1) 訂正速報を行う場合には、訂正を要する帳票(入力画面をページ印刷したもの)をファクシミリにて送付する。この場合、訂正箇所を明らかにするため、当該数字の頭に○印を記すとともに、既に報告済みの訂正前の数字を「訂正前」と明記して表示することとする。
その後、電話により訂正速報を行う旨を連絡するとともに、訂正理由を報告することとし、その際に、送信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。
- (2) 訂正を要する帳票を送信するファクシミリは、次のとおりとする。

ファクシミリ番号		市 町 村 (開票区) 名
1班	0857-24-5305	鳥取市、米子市、八東町、若桜町、東郷町、三朝町、日吉津村、淀江町
2班	0857-24-5319	倉吉市、境港市、国府町、岩美町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、大山町、名和町、中山町、日南町
3班	0857-24-5339	福部村、郡家町、船岡町、河原町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日野町、江府町、溝口町
予備	0857-22-7016	指定のファクシミリが込み合うなどして送信できない場合に、県委員会の指示により使用する。

- (3) 訂正報を報告する電話は、次の電話とする。

(0857) 26-7595

ただし、指定電話が通話中のときは、通常報告の際に使用する電話を使用することとする。

- (4) 電話報告後オンラインにより、訂正速報を送信することとする。この時のメール名は、「選挙区(比例代表)投票(開票)結果・〇〇(市町村名)(訂正)」とすること。
- (5) 一度作成したファイルに間違いがあるなどして、別のファイルを作成した場合には、以前に作成したファイルは速やかに削除すること。

◎ 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、比例代表選挙の開票速報に引き続き、選挙区選挙及び比例代表選挙の無効投票の内訳を「無効投票速報発信票」によってファクシミリによる報告を行うこと。
- (2) 報告用のファクシミリは、訂正報のものと同一とする。
- (3) 速報に当たっては、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信票」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

($\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報「投票総数」}}$) も速報すること。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

- (4) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出すこととし、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、解除したあとも国からの解除連絡があるまでは、いつでも緊急連絡が取れるようにしておくこと。

2 非常時の速報報告（ファクシミリ）

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、次によること。

- (1) 県委員会から入力フォームを受信した場合には、データを入力していない空の帳票をオンライン不通時の報告様式として印刷しておくことし、その際、用紙サイズをB4版に拡大しておくこと。
- (2) ファイルの作成は出来るが、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告すること。送信する用紙は、B4サイズに拡大して送信することとする。
- (3) ファイルの作成自体が出来ない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信することとする。
- (4) 報告用のファクシミリは、訂正報のものと同一とする。
- (5) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能を報告すること。
この際に使用する電話は、訂正報のものと同一（0857-26-7595）とする。
電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。
- (6) 指定電話が通話中等で通話できない場合には、通常処理時の指定電話を使用することとし、その電話も通話中の場合には、適宜、他の空いている電話を使用して差し支えないこと。
指定ファクシミリが通話中等で送信出来ない場合には、県委員会の指示により他の空いているファクシミリにより送信すること。

3 質疑用電話等

質疑用の電話は、次のとおりとし、報告用としては使用しないこと。

○オンラインシステムに関する質疑

(0857)26-7162

○その他管理執行に関する質疑

(0857)26-7058

(0857)26-7061

質疑用のファクシミリは、次のとおりとし、報告用としては使用しないこと。

(0857)22-7021

イ 参議院議員通常選挙推定投票率速報要領

1. 速報期日 平成13年7月29日

2. 速報を行う投票区

次の投票区（以下「速報投票区」という。）において、速報現時時の投票者数の報告を行うものとする。

市 町 村	投 票 区 名	投 票 所 施 設 名
鳥 取 市	鳥 取 市 第 5 投 票 区	鳥 取 西 中 学 校
米 子 市	米 子 市 第 4 投 票 区	米 子 市 明 道 公 民 館
岩 美 町	岩 美 町 大 岩 第 1 投 票 区	大 谷 児 童 館
河 原 町	河 原 町 曳 田 投 票 区	八 上 保 育 所
八 東 町	八 東 町 第 1 0 投 票 区	北 山 公 民 館
鹿 野 町	鹿 野 町 第 1 投 票 区	旧 鹿 野 小 学 校
大 栄 町	大 栄 町 第 1 7 投 票 区	大 谷 公 民 館
赤 碕 町	赤 碕 町 第 2 投 票 区	赤 碕 地 区 公 民 館
岸 本 町	岸 本 町 第 4 投 票 区	岸 本 町 中 央 公 民 館
名 和 町	名 和 町 第 9 投 票 区	名 和 町 漁 村 セ ン タ ー

3. 速報責任者

各市町の選挙管理委員会は、速報投票区に速報責任者を設置し、速報を行わせるものとする。

4. 速報要領

(1) 速報は、次の現在時により行うものとする。

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、
17時30分、18時、19時、19時30分及び20時

(2) なお、この時刻には、県において定時通話を行うので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在で、その時までの投票者数を男・女・計別に記録し、電話口で待機すること。

(3) 使用する電話

速報投票区と使用する電話は次のとおりとする。

市町村	投 票 区 名	投 票 所 施 設 名	電 話 番 号	受 信 電 話 番 号
鳥取市	鳥 取 市 第 5 投 票 区	鳥 取 西 中 学 校	090-8997-7728	鳥取(0857)26-7056
米子市	米 子 市 第 4 投 票 区	米 子 市 明 道 公 民 館	090-9064-8217	" 26-7061
岩美町	岩 美 町 大 岩 第 1 投 票 区	大 谷 児 童 館	(0857)72-2996	" 26-7591
河原町	河 原 町 曳 田 投 票 区	八 上 保 育 所	(0858)85-2277	" 26-7595
八東町	八 東 町 第 1 0 投 票 区	北 山 公 民 館	090-8716-4746	" 26-7057
鹿野町	鹿 野 町 第 1 投 票 区	旧 鹿 野 小 学 校	(0857)84-3266	" 26-7059
大栄町	大 栄 町 第 1 7 投 票 区	大 谷 公 民 館	(0858)37-2026	" 26-7055
赤碕町	赤 碕 町 第 2 投 票 区	赤 碕 地 区 公 民 館	(0858)55-2149	" 26-7162
岸本町	岸 本 町 第 4 投 票 区	岸 本 町 中 央 公 民 館	(0859)68-3617	" 26-8605
名和町	名 和 町 第 9 投 票 区	名 和 町 漁 村 セ ン タ ー	(0859)54-4296	" 26-7089

(4) 発信要領

速報責任者は、発信の際「〇〇市（町）、第〇〇投票区9時（10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時）現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告すること。

なお、電話線の故障その他の通信障害の有無及び通話状態の適・不適を事前に確認するため、7月28日の13時に予行通話を行うものとし、この場合には、投票者数に代えて、当該投票区の「当日有権者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」を報告するものとする。

(5) 不在者投票の取扱い

不在者投票者数は、20時現在の速報の際に、その数を加えて報告するものとする。

5. 受信要領

- (1) 県選管の受信者は、速報投票区からの速報を受信したときは、その内容を反復して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認する
- (2) 受信者は、9時現在の投票者数を受信するときは、7月28日の予行通話の際、報告を受けた当日有権者数について確認するものとする。

6. 推定投票率の算定

- (1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で9時（10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時）現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとする。
- (2) 投票率は、百分率（％）により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとする。
- (3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとする。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{県の当日有権者数} \end{array} \right)}$$

ウ 参議院議員通常選挙の投票・開票状況公表要領

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行う。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

- ア 投票日の午前9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時現在の推定投票率を公表する。
- イ 推定投票率は、次の投票区の投票状況により推定する。
- ウ 推定投票率は、選挙区選挙についてだけ行う。
- エ 公表は、集計表を紙で15部、記者室に提供する。

市町村名	投票区名	投票所	
		施設名	所在地
鳥取市	第5投票区	鳥取西中学校	鳥取市寿町907
米子市	第4投票区	米子市明道公民館	米子市東町124
岩美町	大岩第1投票区	大谷児童館	岩美郡岩美町大谷634
河原町	曳田投票区	八上保育所	八頭郡河原町曳田740
八東町	第10投票区	北山公民館	八頭郡八東町北山62-2
鹿野町	第1投票区	旧鹿野小学校	気高郡鹿野町鹿野1820-1
大栄町	第17投票区	大谷公民館	東伯郡大栄町大谷1434
赤碕町	第2投票区	赤碕地区公民館	東伯郡赤碕町赤碕1547
岸本町	第4投票区	岸本町中央公民館	西伯郡岸本町吉長49
名和町	第9投票区	名和町漁村センター	西伯郡名和町御来屋1012

(2) 選挙区確定投票率

- ア 20時40分から30分おきに、県計集計票をエクセル形式とCSV形式でメール送信する。
- イ 市町村個票を、着信の都度、CSV形式でメール送信する。
- ウ バックアップ用に、県計集計票を紙で16部、記者室に提供する。

(3) 比例代表確定投票率

- ア 最終確定の段階で、県計集計票をエクセル形式とCSV形式で、市町村個票をCSV形式でメール送信する。
- イ バックアップ用に、県計集計票を紙で16部、記者室に提供する。

2 開票状況の公表

(1) 選挙区開票状況

- ア 町村の確定報と市の中間・確定報を累計した県計集計票を、21時40分から30分おきに、エクセル形式とCSV形式でメール送信する。
- イ 市町村個票（市の中間報を含む。）を、着信の都度、CSV形式でメール送信する。
- ウ バックアップ用に、県計集計票を紙で16部、記者室に提供する。
- エ 法定得票数及び供託金の没収点については、開票結果の公表終了後、紙で16部、記者室に提供

する。

(2) 比例代表開票状況

ア 23時から1時間おきに、エクセル形式とCSV形式の県計集計票をメール送信する。

イ 市町村個票を、着信の都度、CSV形式でメール送信する。

ウ バックアップ用に、県計集計票（政党別、名簿登載者別得票のわかるもの）を紙で16部、記者室に提供する。

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選管において柔軟に対応するものとする。

(3) 参議院議員通常選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委	員	長	中	村	碩	男
委	員	長	須	山	修	次
委	員		中	井	勲	
委	員		岩	坂	紀	子

1 組織及び分担

係 名	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	大場事務局長
総 務 係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	城平次長、小林、川口(豊)
指 導 係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。	上川係長、岸本、溝内
推定投票率 受 信 係 (兼13)	速報投票区(10投票所)から投票速報を受信(計15回)し、県下の投票率を推定する事務を処理する。	(総括) 上川係長 (集計、報告) 岸本、溝内 (受信) 吉川、西尾、丸山、三島、川口(直)、田原、茂木、杉本、池山、佐々木
電 算 係 (8)	オンラインシステムの総括を行うとともに、中央選挙管理委員会へ報告を行う。	東端末担当—山本次長、新高
	投票速報及び開票速報並びに無効投票速報の集計に関する電算処理を行う。	代行端末担当 1班(端末1)—小林、池山 2班(端末2)—田貝、田原 3班(端末3)—桑本、山本
連 絡 係 (6)	市町村から電話による各種報告事項を受信に関する事務を処理する。	1班—亀井室長、西尾 2班—川西、川口(豊) 3班—吉川、佐々木
メール確認係 (6)	速報を受けたデータの確認を行うとともに、投票及び開票速報のメールによる公表の事務を処理する。 併せて1班は、県集計表のメール発表を行う。	1班—米田室長、川口(直) 2班—西村、三島 3班—松本、杉本
記者室発表係 (5)	投票及び開票速報の県政記者室での公表の事務を処理する。	大場事務局長、 城平次長、丸山、小椋 片山、吉村(広報課)
調 整 係 (4)	訂正報の受信、発表及びオンライン不通時のデータ受信の事務無効投票速報の受信に関する事務を処理する。	1班—木本 2班—茂木 3班—澤(税務課) 城平次長(兼・応援)

2 各係の事務処理要領（総務係、指導係を除く）

推定投票率受信係

◎推定投票率は、参議院選挙区選挙について、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話区分等は、次のとおりである。

市町村	投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校	田中孝典	090-8997-7728	(0857)26-7056	吉川
米子市	米子市第4 "	米子市明道公民館	永江浩庸	090-9064-8217	# 26-7061	西尾
岩美町	岩美町大岩第一 "	大谷児童館	澤大篤	(0857)72-2996	# 26-7591	川口(直)
河原町	河原町曳田 "	八上保育所	山尾美加米	(0858)85-2277	# 26-7595	茂木
八東町	八東町第10 "	北山公会堂	矢部雅彦	090-8716-4746	# 26-7057	池山
鹿野町	鹿野町第1 "	旧鹿野小学校体育館	中川和彦	(0857)84-3266	# 26-7059	佐々木
大栄町	大栄町第17 "	大谷公民館	谷川賀寿江	090-5690-9220	# 26-7055	三島
赤碕町	赤碕町第2 "	赤碕地区公民館	林原祐二	(0858)55-2149	# 26-7162	丸山
岸本町	岸本町第4 "	岸本町中央公民館	金田学	(0859)68-3617	# 26-8605	田原
名和町	名和町第9 "	名和町漁村センター	後藤英紀	(0859)54-4296	# 26-7089	杉本

(2) 受信時刻

7月29日の次の時刻であること。（速報投票区は、それぞれの時刻の10分前の数字を報告すること）

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時（計15回）

(3) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「選挙投票速報受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。ただし、9時の報告を受信するときは、「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

(4) 不在者投票の確認等

20時の報告を受信する場合は、不在者投票が含まれていることを確認すること。ただし、鳥取市及び米子市については、不在者投票を含まないこと。

(5) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、各受信時刻の8分前に県から行うものであること。

(6) 記者室への公表

推定投票率の公表時刻は、9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時であること。

公表は、一覧表をコピー機で複写して配布することで行う（15部）。

(7) 中央選管への報告

報告時刻は、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分であること。

(8) 予行通話

投票日の前日（7月28日）の13時に予行通話を行うので、この場合、「投票者(4)～(6)」に代えて、当該投票区の「当日有権者(1)～(3)」を発・受信すること。

連絡係

(1) 受信用電話等

ア 市町村からの電話報告等の受信に当たっての電話区分は、次のとおりである。

電話番号		班別	市町村（開票区）名
1班	0857-26-7056	亀井	鳥取市、八東町、東郷町、日吉津村
	0857-26-7089	西尾	米子市、若桜町、三朝町、淀江町
2班	0857-26-7057	川口(豊)	倉吉市、国府町、用瀬町、智頭町、関金町、大栄町、大山町、中山町
	0857-26-7059	川西	境港市、岩美町、佐治村、気高町、北条町、東伯町、名和町、日南町
3班	0857-26-8605	吉川	福部村、船岡町、鹿野町、羽合町、赤碕町、会見町、日野町、溝口町
	0857-26-7591	佐々木	郡家町、河原町、青谷町、泊村、西伯町、岸本町、江府町

イ 指定電話が通話中のときは、同じ班のもう一台の電話で受信することとし、その電話も通話中の場合には、適宜、他の班のあいている電話で受信すること。

ただし、班の違う電話で報告を受けた場合でも、その後の作業は、本来の班で対応すること。

ウ 次の電話は、質疑等のために使用することとし、受信用として使用しないこと。

オンラインシステムに関する質疑 26局7162番

その他管理執行に関する質疑 26局7058番、26局7061番

(2) 投票者総数の報告の受信

オンラインによるデータ送信前に送信しようとする投票者総数を報告する。

ア 投票結果・報告数に不在者総数が含まれるていることを確認する。

含まれていない場合には、修正後、再度電話による報告を行うように指示すること。

イ 開票結果・投票結果時に報告を受けた投票者数と一致しているかを確認し、不一致の場合は、内容確認を行い、再度電話による報告を行うよう指示すること。

選挙区、市部中間報については、投票者数に併せて速報時の有効投票数を聞き取ることとする。

○不一致の原因が投票結果報告の間違いであった場合、投票結果の訂正報が必要であるので、調整係に引き継ぐこと。

○不一致の原因が開票結果報告（電話）の間違いであった場合には、データの送信を依頼する。

○不一致の原因が作成したファイルのデータ間違いであるが、間違ったファイルは送信していない場合には、正しいデータのファイルを作成し、データ送信するよう依頼する。

○不一致の原因が作成したファイルのデータ間違いであり、既にファイルを送信している場合には、訂正報が必要であるので、調整係に引き継ぐこと。

電話報告を受信し、データ送信を依頼したときは処理確認票に記入し、電算係に回付するとともに掲示板に記入する。

(3) その他、市町村又は他の係から入った情報の伝達作業を行う

ア 添付ファイル名と件名の不突合

電算係から市町村連絡票が回付された場合には、市町村選管の電算担当に連絡し、正しいファイルの送付を依頼すること。

イ 同一名ファイルの受信

電算係から市町村連絡票が回付された場合には、市町村選管の電算担当に連絡し、正しいファイルが送付されたかどうかを確認し、送信されたデータが訂正報である場合には、調整係に引き継ぐこと。

ウ 投票者数の不一致

メール確認係から送信データと電話報告の投票者数が一致しない旨の連絡表が回付されたときは、市町村選管の電算担当に連絡し、正しい数字を確認すること。

不一致の原因が、電話報告の間違いである場合には、連絡表に記入し、メール確認班に回付する。

不一致の原因が、送信データの間違いである場合には、調整係に引き継ぐこと。

エ 報告の督促

21時40分までに報告のない市町村に対しては、事務局長の指示により督促する場合があること。

電 算 係

(1) 係員は、それぞれ次の担当とすること。

県 端 末 班	電算係の業務を総括すると共に、中央選管への定時報告を行う。	山本次長、新高
代行端末班	投票速報及び開票速報並びに無効投票速報の集計に関する電算処理を行う。	小林、田貝、桑本、山本、田原、池山

(2) 投票速報

投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行うこと。

(3) 開票速報（選挙区選挙）

選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報（4市について、21時40分から30分おきに報告されるもの）の2種類があること。

【代行端末班】

ア 通常処理

(i) 市町村からの報告用メールの振り分けは、次のとおりとする。（登録済み）

班別	担 当	市 町 村（開票区）名
第1班 代行端末1	小林 池山	鳥取市、米子市、八東町、若桜町、東郷町、三朝町、日吉津村、淀江町
第2班 代行端末2	田貝 田原	倉吉市、境港市、国府町、岩美町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、大山町、名和町、中山町、日南町
第3班 代行端末3	桑本 山本	福部村、郡家町、船岡町、河原町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日野町、江府町、溝口町

(ii) 保存作業は、同一市町村のデータにおいては、①投票速報、②開票速報の順に行うこととし、既に投票速報を受信している市町村の開票速報は、他市町村の投票速報に優先して保存作業を行うこととする。

(iii) 市町村から送られたメールは、添付ファイル名と件名及び電話による報告が入ったことを処理確認票で確認し保存するとともに、フロッピーディスクに保存し、処理票とともにメール確認係に回付する。

この際、添付ファイル名と件名に不突合が生じている場合には、市町村連絡票を作成し、連絡係に回付する。

(iii) メールの保存を行うときは、併せて、フロッピーディスクに同ファイルを保存することとし、「〇〇市（町村）、選挙区（比例区）投票（開票）速報を保存しました」と呼称し、保存処理を行っていない担当が処理確認票を記入するとともに課内の掲示板に記入する。

(iv) 訂正報がある旨の処理票が調整係から回付されたときは、その後該当市町村から送信されるファイルに留意し、送信されたファイルが「訂正」とされているかどうか確認した上でフロッピーに保存して、処理確認票とフロッピーを調整係に回付することとする。「訂正」とされていない場合には、市町村連絡票を記入し、調整係に回付すること。

(v) 調整係から確認後の処理票の回付を受けたときは、サーバに保存し、再度調整係に回付する。

(vi) 作成した市町村連絡表は、回付中の処理確認表に添付（ホッチキス綴じ）して回付することとする。

イ オンライン不通時

- (i) 代行入力用端末は、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、県端末担当が指示する。
- (ii) 連絡係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認する。
保存は入力確認ができてから行うこと。

ウ 公表用帳票等の作成

- (1) 投票及び開票速報の時間別公表時刻の10分前（比例代表の開票速報については、15分前）には保存作業を一旦中断し、帳票の印刷及び県計ファイルの作成を行うこと。
原則として、代行端末1、3でフロッピーの作成、代行端末2で印刷作業を行うこと。

- (2) 印刷した帳票は記者室発表係に、作成した県計ファイルのフロッピーは、調整係にそれぞれ回付する。

- (3) 印刷又はファイル作成を行う帳票は、次のとおりとする。

印刷帳票（公表時間に合わせて印刷するもの）

- ・ 選挙区投票結果
- ・ 比例代表投票結果（国内＋在外）
- ・ 選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・ 比例代表開票状況（総括表、区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）

作成ファイル

（速報受信時に随時作成するもの）

- ・ 選挙区投票結果（市町村別）CSV
- ・ 選挙区開票状況（市町村別）CSV
- ・ 選挙区開票結果（市町村別）CSV
- ・ 比例代表開票結果（市町村別）CSV

（公表時間に合わせて作成するもの）

CSVファイル

- ・ 選挙区投票結果（県計）CSV
- ・ 比例代表投票結果（市町村別、県計）CSV
 ・ フロッピーディスクは、「比例・投票」のホルダーごと作成すること
- ・ 選挙区開票状況（県計）CSV
- ・ 選挙区開票結果（県計）CSV（*全市町村が確定した場合のみ作成）
- ・ 比例代表開票結果（県計）CSV

EXCELファイル

- ・ 選挙区投票結果
- ・ 比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））
- ・ 選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・ 選挙区開票結果（開票区別投票総数）（*全市町村が確定した場合のみ作成）
- ・ 比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、
 名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）
- ・ 比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）

【県端末班】

- (1) 中央選管への定時報告は、次のとおり。

投票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告すること。
比例区選挙・・・確定次第報告すること。

開票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告すること。

比例区選挙・・・23時から1時間おきであること。（定時の5分前には送信すること）

(2) 報告は、報告用のファイルを作成し、送信することにより行う。

(3) 作成するファイルは、次のとおり

- ・選挙区投票結果
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・選挙区開票結果（開票区別投票総数）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）

(4) 県端末班は、報道各社への定時公表を総括する。

定時公表の時間は次のとおりであること。

ア 投票速報

- ・選挙区選挙 …… 20時40分から30分おきに公表すること。
- ・比例代表選挙 …… 投票結果がまとまり次第、公表すること。

イ 開票速報

- ・選挙区選挙 …… 21時40分から30分おきに公表すること。
- ・比例代表選挙 …… 23時から1時間おきに公表すること。

ウ 21時40分以前に報告された開票確定報については、市町村個表のファイル作成に合わせて、その都度帳票の印刷も行う。

エ 公表した後、次の公表時刻までに市町村からの開票速報が入らない場合は、その公表時刻における公表はしないこととする。

メール確認係

【市町村個表の公表】

市町村個表のCSVファイルをメール送信によって報道各社への発表を行うものであること。

班 別	担当	市 町 村（開票区） 名
1 班	米田	鳥取市、八東町、東郷町、日吉津村
	川口(直)	米子市、若桜町、三朝町、淀江町
2 班	西村	倉吉市、国府町、用瀬町、智頭町、関金町、大栄町、大山町、中山町
	三島	境港市、岩美町、佐治村、気高町、北条町、東伯町、名和町、日南町
3 班	松本	福部村、船岡町、鹿野町、羽合町、赤碕町、会見町、日野町、溝口町
	杉本	郡家町、河原町、青谷町、泊村、西伯町、岸本町、江府町

ア 電算係から市町村個表のフロッピーディスクの回付を受けたときは、報道各社宛にメール送信する。

メール送信するに当たっては、添付したファイルを開いて、投票者数を処理票に記入し、連絡係が聞き取った投票者数と一致しているか確認をした上で、送信することとする。

この場合、ファイルの投票総数と聞き取った投票者数が一致しない場合には、連絡票に記入し、連絡係に回付する。メールをそのまま送信するかどうかについては、県端末班の指示に従う。

イ 事前に登録された各報道機関のアドレスあて、メール送信すること。

ウ 発表するデータは、電算係から回付される次のデータとする。

CSVファイル

- ・選挙区投票結果（市町村別）CSV
- ・選挙区開票状況（市町村別）CSV
- ・選挙区開票結果（市町村別）CSV
- ・比例代表開票結果（市町村別）CSV

エ 送信メール名は、「選挙区（比例）・投（開）（市町村名）」とすること。

オ 一度使用したフロッピーディスクは、印を付けて廃棄すること。（使用済みフロッピーは、使用しないこと）

カ 投票速報の処理が完了した処理票は、処理未済の担当（通常は、連絡係）に回付する。

【県集計票の公表】

ア 1班は、定時の発表の際に電算係から回付された次の県集計票を報道にメールにより送信する。

CSVファイル

- ・選挙区投票結果（県計）CSV
- ・比例代表投票結果（市町村別、県計）CSV
- ・選挙区開票状況（県計）CSV
- ・選挙区開票結果（県計）CSV（*全市町村が確定した場合のみ）
- ・比例代表開票結果（県計）CSV

EXCELファイル

- ・選挙区投票結果
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・選挙区開票結果（開票区別投票総数）（*全市町村が確定した場合のみ）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、
名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）

イ 定時発表の送信メール名は、「選挙区（比例）・投（開）○」（○は、県集計票の送信回数）とし、全市町村が確定したときには、最後に「確定」とすること。

ウ 全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区（比例）・投（開）確定訂正○」（○は、県集計票の訂正回数）とし、調整係から回付されたファクシミリで訂正内容を確認した上で、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。

記者室発表係

（１）発表するデータは電算係から回付される次のデータとする。

- ・選挙区投票結果【選挙区・様式１】
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）【比例・様式１－１】
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）【選挙区・様式２】
- ・比例代表開票状況（名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）【比例・様式４】

（２）県端末担当から回付された帳票に公表時刻を記入し、１７部コピー機で複写し、記者配布用に１６部、事務局長に１部を配布するとともに公表状況について記者室内の公表状況表に○印をすること。（選挙区開票速報に市部の数値が含まれる場合には、中間、確定の別を記入する）。

なお、次の帳票については、1部余分に複写し、調整係に回付とする。

- ・選挙区投票結果
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・選挙区開票結果（開票区別投票総数）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）

(3) オンラインの不通により、発表までに入力できないデータについては、市町村委員会から送られたファクシミリを複写して発表する（17部）。

(4) 訂正報については、調整係から回付されたファクシミリを17部複写し、調整係がメールにより公表したのを確認してから発表する。

(5) 記者室に提供した帳票をコピー機で1部複写し、指導係に配布する。

(6) 選挙区及び比例代表の開票速報において、全市町村が確定した後に、訂正報が入った場合には、調整係の指示により、報道機関あて訂正報が入る旨を広報課のファクシミリにより一斉送信したあと、県集計表に修正箇所を明記したものを17部複写して発表する。

調 整 係

【訂正報の処理】

(1) 受信用ファクシミリ等

ア 市町村からのオンライン不通時の帳票の受信に当たってのファクシミリ区分は、次のとおりであること。

ファクシミリ番号	班別	市 町 村（開票区） 名
0857-24-5305	1班	鳥取市、米子市、八東町、若桜町、東郷町、三朝町、日吉津村、淀江町
0857-24-5319	2班	倉吉市、境港市、国府町、岩美町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、大山町、名和町、中山町、日南町
0857-24-5339	3班	福部村、郡家町、船岡町、河原町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、赤碓町、西伯町、会見町、岸本町、日野町、江府町、溝口町
0857-22-7016	予備	指定のファクシミリが込み合うなどして送信できない場合に、県委員会 の指示により使用する。

イ 報告用の電話は、次の電話とする。

電 話 番 号	受 信 内 容
0857-26-7595	全市町村の訂正報

(2) 訂正報の電話があったときは、指導係に連絡するとともに、当該市町村の処理状況を確認し、処理票を回収して、訂正報処理票を記入して添付する。

(3) ファクシミリを受信した後に、電話による報告を受信したときは、訂正箇所及び訂正数値を電話により確認し、訂正理由を記入して、2部複写し、1部を記者室発表係、1部は、訂正報処理票を添付した処理確認票に併せて電算係に回付すること。

なお、訂正前の報告数字については、公表用の県集計票により確認した上で、聞き取りすることとし、訂正理由については、指導係長の指示を仰ぐこととする。

- (4) 市町村委員会は、ファクシミリを送信した後速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県委員会がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県委員会から連絡することとし、前項と同様の内容を確認すること。
- (5) 電算係からフロップィの回付を受けたときは、ファクシミリデータとファイルのデータを確認し、正しければ連絡票を電算係に回付する。データが一致しない場合には、市町村に確認を行う。
なお、電話連絡を受けてから5分を経過してもオンラインにデータが受信されない場合には、市町村委員会に督促し、速やかに送信出来ない理由を確認しておくこと。
- (6) 電算係からサーバ保存済みの処理票を受けたときは、メールにより報道へ送信する。このとき、メール名は、「選挙区（比例）投（開）、市町村名、訂正（送信回数）」とし、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。
- (7) 訂正報のメール送信を完了したときは、記者室発表係に発表した旨の連絡を行うこととする。
- (8) 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、記者室発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、訂正報のファクシミリ1部複写してメール確認係1班に回付する。

【オンライン不通時の処理】

(1) 受信用ファクシミリ等

- ア 市町村からのオンライン不通時の帳票の受信に当たってのファクシミリ番号は、訂正報と同じとする。
- イ 報告に使用する電話番号は、訂正報と同じとする。

- (2) オンライン不通の連絡があった場合は、市町村連絡票に記入し、既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。
- (3) 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、市町村連絡表を作成した後、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。
ファクシミリを受信後に再度データ確認のため電話をかけるものとする。
電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、再度別のファクシミリへの送信を依頼する。

- (4) ファクシミリの内容が確認された時は、市町村連絡票を電算係・県端末担当に回付する。

【無効投票内訳】

- (1) 無効投票内訳の受信に使用するファクシミリは、オンライン不通時に使用するものと同じものとする。
- (2) 無効投票内訳をファクシミリで受信したときは、掲示板により進行状況を確認し、全ての速報が受信されているのを確認した上で、指導係に回付すること。
掲示板等により速報の未受信が確認された時は、市町村委員会に連絡し、データの送信を依頼するとともに、送信後に再度無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼することとする。

【当日有権者数の確認】

- (1) 選挙区投票速報の県集計票が記者室発表係から回付されたときは、前日に報告を受けた当日有権者数とオンラインにより速報された当日有権者数とを比較し、指導係長と協議の上、必要と認めるときは、市町村委員会に変更理由を確認することとする。

参議院議員通常選挙投開票速報公表状況表

	選挙区						比例代表	
	投票速報	開票速報	市部中間・確定の別				投票速報	開票速報
			鳥取市	米子市	倉吉市	境港市		
20:40	CSV エクセル							
21:10	CSV エクセル							
21:40	CSV エクセル	CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確	CSV エクセル	
22:10	CSV エクセル	CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
22:40	CSV エクセル	CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
23:00	CSV エクセル							CSV エクセル
23:10	CSV エクセル	CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
23:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
0:00								CSV エクセル
0:10		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
0:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
1:00								CSV エクセル
1:10		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
1:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
2:00								CSV エクセル
2:10		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
2:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
3:00								CSV エクセル
3:10		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
3:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
4:00								CSV エクセル
4:10		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
4:40		CSV エクセル	中・確	中・確	中・確	中・確		
5:00								CSV エクセル
5:10								
5:40								
6:00								CSV エクセル

参議院議員通常選挙の投票・開票状況公表時刻一覧表

区分	選挙区			選挙状況			比例代表選挙状況		
	推定投票率 速報投票区投票速報	確定投票率 時間別投票速報	市町村別開 票速報	時間別開票速報	市町村別開 票速報	確定投票率 時間別開票速報	市町村別開 票速報	開票速報	状況
公表一覧	県下10投票者数及び 全体の推定投票率を公 表	20時40分から30 分おきに公表	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	21時40分から30 分おきに市町村の確定 報と市の中間報を累計 して候補者別得票率を 公表	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	投票結果がまとまり次 第	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	23時から1時間おき に公表	
公表様式	速報投票区投票状況一覧	選挙区投票結 果(選挙区・ SV 様式1)	選挙区開票結 果(市町村 別) CSV	選挙区開票状 況(選挙区・ SV 様式2)	選挙区開票結 果(市町村 別) CSV	比例代表投票 結果(市町村 別・県計) C SV	比例代表開票 結果(市町村 別) CSV	・比例代表開 票結果(県 計) CSV ・比例代表開 票結果(県 計) エクセル	・比例代表開 票状況(比 例・様式4)
公表項目	・投票者数 ・全体の 推定投票率	・当日有権者数 ・投票者数 ・投票率	・候補者別得 票数	・開票率 ・候補者別得票総数	・候補者別得 票数	・当日有権者数 ・投票者数 ・投票率	・政党別名簿 搭載者別得票 数	・開票率 ・政党別名簿 搭載者別得票 数	
公表方法及び 公表場所	県政記者室において ファックス送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	各社にメー ル送信	県政記者室 において一 覧表配布 (16部)
公表時刻	8:52 9:00 9:52 10:00 10:52 11:00 11:22 11:30 11:52 12:00 12:52 13:00 13:52 14:00 14:52 15:00 15:52 16:00 16:52 17:00 17:22 17:30 17:52 18:00 18:52 19:00 19:22 19:30 19:52 20:00	20:30 20:40 21:00 21:10 21:30 21:40 22:00 22:10 22:30 22:40 23:00 23:10	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	21:30 21:40 22:00 22:10 22:30 22:40 23:00 23:10 23:30 23:40 0:00 0:10 0:30 0:40 1:00 1:10 1:30 1:40 2:00 2:10 2:30 2:40 3:00 3:10 3:30 3:40	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	投票結果がまとまり次 第	各市町村から 開票速報が 入り次第 公表	22:45 (22:55) 23:00 (23:55) 0:45 (0:55) 1:45 (1:55) 2:45 (2:55) 3:45 (3:55) 4:45 (4:55) 5:45 (5:55) 6:00	公表は、中央選挙に報 告した後とする。 () が国への定時報告